

新潟で本社機能の 拡充・移転

にいがた 企業 暮らし イノベーション

企業の拠点強化を通じ、
新たな人の流れを生み出すことを目指した施策です。

新潟県における本社機能
(調査・企画部門、研究開発部門など)の拡充・移転で、
様々な優遇措置を受けることができます。

※本社機能において、従業員数が5人(中小企業2人)以上
増加する場合等が対象です。(主な要件は下記参照)



●本社機能(特定業務施設)とは

①事務所、②研究所、③工場等における研究開発部門、④研修所の
いずれかであって、重要な役割を担う事業所を指します。

①事務所

次のいずれかの部門で、各地域における支社などが
複数の事業所に対して行うもの、または全社的な業務を行うものを指します。

部門	具体例	説明
調査・企画部門	企画部門、調査部門、 経営戦略部門等	事業・商品等の企画・立案や 市場調査を行う部門
情報処理部門	電算処理部門、 システム部門等	自社のためのシステム開発等を 専門的に行う部門
研究開発部門	製品開発部門、 技術開発部門等	基礎研究、応用研究、 開発研究を行う部門
国際事業部門	貿易部門、 海外事業部門等	貿易業務や海外事業の 総括業務を行う部門
その他管理業務部門	総務部門、法務部門、人事部門、 監査部門、施設管理部門等	総務・経理・人事等の 管理業務を行う部門



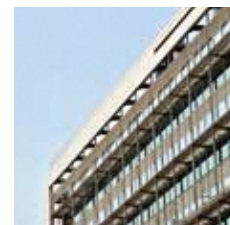
②研究所

研究開発において重
要な役割を担うもの



③工場等における 研究開発部門

研究開発部門を有す
る工場等



④研修所

人材育成において重
要な役割を担うもの

●事業スキーム・要件等

本社機能の拡充又は移転を行う企業は、着工前(賃貸借契約前)に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(本社機能の拡充又は移転に係る計画)を作成し、新潟県知事の認定を受けてください。

計画認定の主な要件 H32.3.31までの計画認定が必要

- ①本社機能の整備(新設・増設、賃貸借、用途変更等)を行う。
- ②実施地域が、新潟県地域再生計画に記載された区域内。
- ③事業期間が県計画の期間内(H34.3.31まで)。
- ④本社機能において、従業員数が5人(中小企業2人)以上増加。

※東京23区からの移転で、次のいずれかに該当する場合は「移転型事業」として、優遇措置が上乘せされます。

○計画期間中の従業員増加数の過半数が東京23区からの転勤者

○初年度における従業員増加数の過半数が東京23区からの転勤者、かつ、計画期間中の従業員増加数の1/4以上が東京23区からの転勤者

新潟県知事

申請

認定

企業

地方活力向上地域等
特定業務施設整備計画

税制優遇(地方拠点強化税制)

本社機能の移転・拡充を減税パッケージで支援

—法人県民税の優遇は新潟県が初めて—

※H30.7 新潟県産業拠点強化条例の改正により県税の優遇を拡充

① 法人税の優遇

●減税手続: 税務署(確定申告)

区分	移転型(東京23区から本社機能を移転)	拡充型(地方における本社機能の拡充)
オフィス減税 適用要件 建物等の取得価額2,000万円(中小企業1,000万円)以上	建物等の取得価額に対し、 税額控除7%又は特別償却25%	建物等の取得価額に対し、 税額控除4%又は特別償却15%
雇用促進税制 適用要件 当該年度における雇用増加数や総給与額など ※本店・本社を管轄するハローワークに雇用促進計画を提出	①法人全体の雇用増加率が5%以上の場合 1人当たり3年間で最大150万円を税額控除 ②法人全体の雇用増加率が5%未満の場合 1人当たり3年間で最大120万円を税額控除	①法人全体の雇用増加率が8%以上の場合 1人当たり最大60万円を税額控除 ②法人全体の雇用増加率が8%未満の場合 1人当たり最大30万円を税額控除

② 県税(新潟県)の優遇

●減税手続: 県地域振興局県税部

税目	移転型(東京23区から本社機能を移転)	拡充型(東京23区以外の県外から移転)	拡充型(県内拠点の拡充)
不動産取得税	課税免除	税率1/10	税率1/10
事業税(所得割・収入割)	課税免除・3年間	税率1/2・3年間	—
法人県民税(超過課税分) ※全国で新潟県が初めて	税率1/2・3年間	税率1/2・3年間	—

適用要件 減価償却資産(建物、同附属設備、機械及び装置、器具備品等)の取得価額3,800万円(中小企業1,900万円)以上

③ 市町村税の優遇

●減税手続: 市町村担当課

税目	移転型(東京23区から本社機能を移転)	拡充型(地方における本社機能の拡充)
固定資産税	※実施内容は、各市町村にお問い合わせをお願いします。	

補助制度・金融支援

① 補助制度

■新潟県本社機能移転促進補助金

【申請窓口: 新潟県産業立地課】

・新潟県の誘致により、県外から本社機能を移転又は進出する企業に対する補助制度

※補助の適用についてはお問い合わせをお願いします。

■新潟県生産性牽引投資促進事業(マイナス金利制度)

【申請窓口: (公財)にいがた産業創造機構】 TEL: (025) 246-0056

・生産性の向上や経営の革新のための設備導入資金の一部について、借入金利子相当額を助成

※特定業務施設整備計画の認定に関わらず申請が可能。
(事業の検討段階で早めの相談をお願いします。)

② 金融支援

【申請窓口: 各取扱金融機関・実施機関】

■新潟県企業立地促進資金貸付金

・固定金利による融資

[~5年:0.70%、~7年:0.90%、~10年:1.10%、~15年:1.30%]

・利子相当額を助成する新潟県生産性牽引投資促進事業の対象

■日本政策金融公庫による設備資金、運転資金の長期・低利融資

■独立行政法人中小企業基盤整備機構による、資金の借入れ又は社債発行に係る債務保証

■お問い合わせ

新潟県産業労働観光部産業立地課
TEL (025) 280-5247 FAX (025) 280-5508
E-mail: ngt050080@pref.niigata.lg.jp

新潟県企業局企業誘致推進課
TEL (025) 280-5579 FAX (025) 283-9357
E-mail: ngt300050@pref.niigata.lg.jp

新潟県東京事務所(誘致グループ)
TEL (03) 5212-8997 FAX (03) 5210-9090
E-mail: ngt001010@pref.niigata.lg.jp

新潟県大阪事務所
TEL (06) 6348-9405 FAX (06) 6348-9407
E-mail: ngt051110@pref.niigata.lg.jp